様式第４号（第４条関係）

設計説明書兼工事計画書

１　事業区域等の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 内　　　容 |
| 再生可能エネルギー発電施設の名称 |  |
| 再生可能エネルギー発電施設の区分 | 太陽光発電施設　　　風力発電施設 |
| 敷地面積／地目 | ㎡ | 地目： |
| 発電出力 | ｋＷ |
| 事　業　区　域 | 設置場所(全ての地番) |  |
| 関係法令等の規制区域（該当区域等にﾁｪｯｸ） | 法令及び規制区域 | 規制対象の施設 |
| 砂防法 | □砂防指定地 | 太陽光・風力 |
| 地すべり等防止法 | □地すべり防止区域 | 太陽光・風力 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | □急傾斜地崩壊危険区域 | 太陽光・風力 |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | □土砂災害特別警戒区域 | 太陽光・風力 |
| 水防法 | □家屋倒壊等氾濫想定区域 | 太陽光 |
| 河川法 | □河川区域 | 太陽光 |
| 森林法 | □保安林　□地域森林計画対象民有林 | 太陽光 |
| 自然公園法 | □国立・国定公園　□県立自然公園 | 太陽光 |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | □鳥獣保護区 | 太陽光・風力 |
| 文化財保護法 | □重要文化財□史跡名勝天然記念物 | 太陽光 |
| 福島県文化財保護条例 | □福島県指定重要文化財□県指定史跡名勝天然記念物 | 太陽光 |
| 福島市文化財保護条例 | □福島市指定有形文化財□市指定史跡名勝天然記念物 | 太陽光 |
| 福島市水道水源保護条例 | □水源保護地域 | 太陽光・風力 |
| 福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例 | □風致地区 | 太陽光 |
| □特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域 | 太陽光 |
| □土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域 | 太陽光 |
| □水源保護地域の境界から設置しようとする風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域 | 風力 |
| その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

２　工事の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施　設　概　要 | 工事種別 | □新設　□増設　□修理　□事業区域の面積変更 |
| 敷地所有 | □自己所有地　□借地　□その他（　　　　） |
| 従前の土地利用 | □森林　□田畑　□宅地　□その他（　　　　） |
| 設置形態 | □野立て太陽光　□農地転用による太陽光　□営農型太陽光（作物：　　　　　　　　　　　　　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 導入形態 | □FIT　□FIP　□相対契約※FIT,FIPの場合　設備ID（　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 発電出力 | ｋＷ　〔ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰの最大発電出力　　　　　　ｋＷ〕 |
| 太陽光パネルの面積 | 　　　　　　　　　　㎡ |
| 発電施設に付属する管理施設 | 名称 |  | 面積 | ㎡ |
| 名称 |  | 面積 | ㎡ |

３　自然環境を保護するための措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| 共通 | ⑴　事業区域内において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。 |  |  |
| ⑵　事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。 |  |  |

４　景観を保護するための措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| 共通 | ⑴　福島市景観まちづくり計画で定める基準に適合するものであること。 |  |  |
| ⑵　再生可能エネルギー発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。 |  |  |
| ⑶　再生可能エネルギー発電施設が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものではないこと。 |  |  |
| 太陽光 | ⑷　太陽電池モジュールは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩で、かつ、模様が目立たないものであること。 |  |  |
| ⑸　太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台が、低反射のもので、かつ、周囲の景観に調和するものであること。 |  |  |
| ⑹　ため池等の水面に設置する太陽光発電施設に当たっては、当該水面の面積に対する太陽電池モジュールの水平投影面積の割合が概ね５割以下であること。 |  |  |

５　反射光、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| 共通 | ⑴　工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。 |  |  |
| ⑵　再生可能エネルギー発電施設から発生する騒音が、事業区域及びその周辺地域の騒音規制基準に適合するものであること。 |  |  |
| ⑶　パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他のパワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講ずること。 |  |  |
| ⑷　再生可能エネルギー発電施設を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整備されていること。 |  |  |
| 太陽光 | ⑸　太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講ずること。 |  |  |
| 風力 | ⑹　事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電施設の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた日影対策のための措置を講ずること。 |  |  |
| ⑺　テレビジョン放送の電波その他電波に障害を発生させないための措置を講ずること。 |  |  |

６　防災上必要な措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| 共通共通 | ⑴　再生可能エネルギー発電施設が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。 |  |  |
| ⑵　事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定が確認されていること。 |  |  |
| ⑶　事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りでない。 |  |  |
| ⑷　設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。 |  |  |
| ⑸　設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。 |  |  |
| ⑹　再生可能エネルギー発電施設の設置の計画に、再生可能エネルギー発電施設の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。 |  |  |
| ⑺　原則1.5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないようにするための措置を講ずること。 |  |  |
| ⑻　原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。 |  |  |
| 太陽光 | ⑼　太陽光発電施設が、電気事業法、建築基準法その他関係法令の規定に準じ市長が別に定める基準に適合するものであること。 |  |  |

７　造成を行う場合の措置

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| ⑴　造成の計画が、盛土等防災マニュアル（令和５年５月26日国官参宅第12号５農振第650号５林整治第244号）及び同解説に示す基準に適合するものであること。 |  |  |
| ⑵　擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（以下「盛土規制法政令」という。）第８条の規定に適合するものであること。 |  |  |
| ⑶　軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の必要な措置を講ずること。 |  |  |
| ⑷　地山と盛土部分に滑りが生じないよう、段切りその他の必要な措置を講ずること。 |  |  |
| ⑸　盛土部分の土砂の崩壊防止のため、１層（概ね30cm以下の厚さとする。）ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。 |  |  |
| ⑹　透水層の設置、地滑り抑止ぐいの設置その他の盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講ずること。 |  |  |
| ⑺　造成によって生じる崖の崖面を風化その他の侵食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りでない。 |  |  |
| ⑻　鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第９条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定に、それぞれ適合するものであること。 |  |  |
| ⑼　排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。 |  |  |

８　雨水排水施設等

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| ⑴　排水施設が、事業区域の規模及び地形、再生可能エネルギー発電施設の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理することができるものであること。 |  |  |
| ⑵　事業区域内の排水設備が、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理が容易な構造であること。 |  |  |
| ⑶　事業区域内の排水設備、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が、適切に配置されること。 |  |  |
| ⑷　法面からの土砂の流出及び濁水の発生を防止するため、法面保護工等必要な措置を講ずること。 |  |  |
| ⑸　再生可能エネルギー発電施設の設置による排水量の流量増に対して、下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されること。 |  |  |
| ⑹　原則として事業区域から公共水域までの排水接続を行うこと。この場合において、水路管理者、権利者等の同意を得ること。 |  |  |

９　道路、河川、水路、その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないもの

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準の概要 | 設計の概要（施設基準への適合状況） |
| 適／不適 | 設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。） |
| ⑴　道路において車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講ずること。 |  |  |
| ⑵　主要な道路から事業区域に至るまでの道路の幅員が、原則として６メートル以上確保されていること。 |  |  |
| ⑶　大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講ずること。 |  |  |
| ⑷　事業区域に接する道路の幅員が４メートル未満の場合は、当該道路の幅員が４メートル以上となるように必要な措置を講ずること。 |  |  |